

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年7月31日(2008.7.31)

【公表番号】特表2008-503500(P2008-503500A)

【公表日】平成20年2月7日(2008.2.7)

【年通号数】公開・登録公報2008-005

【出願番号】特願2007-516838(P2007-516838)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/7036 (2006.01)

A 6 1 P 31/04 (2006.01)

A 6 1 P 11/00 (2006.01)

A 6 1 K 9/72 (2006.01)

A 6 1 K 9/12 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/7036

A 6 1 P 31/04

A 6 1 P 11/00

A 6 1 K 9/72

A 6 1 K 9/12

【手続補正書】

【提出日】平成20年6月10日(2008.6.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

90～130mgのアミノグリコシド系抗生物質を含有するドライパウダーエアゾル組成物を含む、気管支感染症の治療用のキットであって、ここで該ドライパウダーエアゾル組成物は、気管支感染症の患者の気管支系に対して、20～36日間の第一治療期間に1日1～3回投与される、キット。

【請求項2】

前記第一治療期間の後に、前記患者の気管支系にアミノグリコシド系抗生物質を投与しない第二の治療休止期間を設ける、請求項1に記載のキット。

【請求項3】

前記アミノグリコシド系抗生物質が、ゲンタマイシン、アミカシン、カナマイシン、ストレプトマイシン、ネオマイシン、ネチルミシンおよびトブラマイシン、あるいはそれらの薬学的に受容可能な塩からなる群から選択される、請求項1に記載のキット。

【請求項4】

前記アミノグリコシド系抗生物質が、トブラマイシンまたはその薬学的に受容可能な塩である、請求項3に記載のキット。

【請求項5】

前記エアゾルパウダー組成物が、100～120mgのトブラマイシンを含有する、請求項4に記載のキット。

【請求項6】

前記エアゾルパウダー組成物が、110～115mgのトブラマイシンを含有する、請求項5に記載のキット。

【請求項 7】

前記患者に投与される前記エアゾルパウダー組成物が、2～6個の用量単位に分割されている、請求項1に記載のキット。

【請求項 8】

前記患者に投与される前記エアゾルパウダー組成物が、3～5個の用量単位に分割されている、請求項7に記載のキット。

【請求項 9】

前記エアゾルパウダー組成物が、4個の用量単位に分割されている、請求項8に記載のキット。

【請求項 10】

前記第二の治療休止期間が、20～36日間である、請求項2に記載のキット。

【請求項 11】

前記第一の治療期間が、26～30日間である、請求項2に記載のキット。

【請求項 12】

前記第二の治療休止期間が、26～30日間である、請求項11に記載のキット。

【請求項 13】

前記第一の治療期間が、28日間である、請求項2に記載のキット。

【請求項 14】

前記第二の治療休止期間が、26～30日間である、請求項13に記載のキット。

【請求項 15】

前記第一の治療期間の治療の後に、前記第二の治療休止期間を設ける治療レジメンを複数回繰返す、請求項2に記載のキット。

【請求項 16】

前記パウダーが、空気力学的粒径域1～5μmの粒子を少なくとも50%含有する、請求項2に記載のキット。

【請求項 17】

前記患者が、囊胞性線維症患者である、請求項2に記載のキット。

【請求項 18】

前記囊胞性線維症患者が、シュードモナス属菌による気管支感染症に罹患している、請求項17に記載のキット。

【請求項 19】

前記ドライパウダーエアゾル組成物が、ドライパウダー吸入器を用いて前記患者に投与される、請求項1に記載のキット。

【請求項 20】

前記ドライパウダーエアゾル組成物が、前記ドライパウダー吸入器内の单一容器に分配され、前記パウダーが、前記容器から前記吸入器によって前記患者の肺内に送達される、請求項19に記載のキット。

【請求項 21】

前記パウダーが、前記ドライパウダー吸入器内の複数容器に分配され、前記パウダーが、前記容器から前記吸入器によって前記患者の肺内に送達される、請求項20に記載のキット。

【請求項 22】

110～115mgのトブライマイシン抗生物質を含有するドライパウダーエアゾル組成物を含む、気管支感染症に罹患した囊胞性線維症患者の治療用のキットであって、ここで該ドライパウダーエアゾル組成物は、該患者の気管支系に対して、28日間の第一治療期間に1日2回投与され、該患者の気管支系にトブライマイシン抗生物質が投与されない26～30日間の第二の治療休止期間を設け、そして該第一および該第二の治療期間が繰返される、キット。

【請求項 23】

前記患者に投与される前記ドライパウダーエアゾル組成物が、3～5個の用量単位に分割

されている、請求項 2 2 に記載のキット。

【請求項 2 4】

前記ドライパウダーエアゾル組成物が、4 個の用量単位に分割されている、請求項 2 3 に記載のキット。

【請求項 2 5】

前記囊胞性線維症患者が、シードモナス属菌による気管支感染症に罹患している、請求項 2 2 に記載のキット。

【請求項 2 6】

前記第一および前記第二の治療期間が、複数回繰返される、請求項 2 2 に記載のキット。